

議案第三号

港区職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する職員」の下に「（以下「教育公務員」という。）」を加え、「別記様式」を「別記様式第一号（教育公務員にあつては別記様式第二号）」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「、」を加え、「又は」を「又は」に改める。

別記様式を次のように改める。

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 _____

別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 _____

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

区における押印の義務付け廃止に係る取組として、職員の服務に関する宣誓書の押印欄を削除するため、本案を提出いたします。